

美馬市
パートナーシップ宣誓制度

手続ガイドブック



美馬市

はじめに

本市では、一人一人が互いに多様性を認め、人権を尊重し合う社会の実現に向けて、尊重し合い、支え合い、誰もが安心して住める人権文化に満ちたまちづくりをめざしています。そして、すべての人にそれぞれ好きになる性(性的指向)及び心の性(性自認)があり、それは多様であるという考え方から、「性の多様性」への理解を深め、性的マイノリティの方のパートナー関係を尊重するために、令和4年3月1日からパートナーシップ宣誓制度を導入しました。

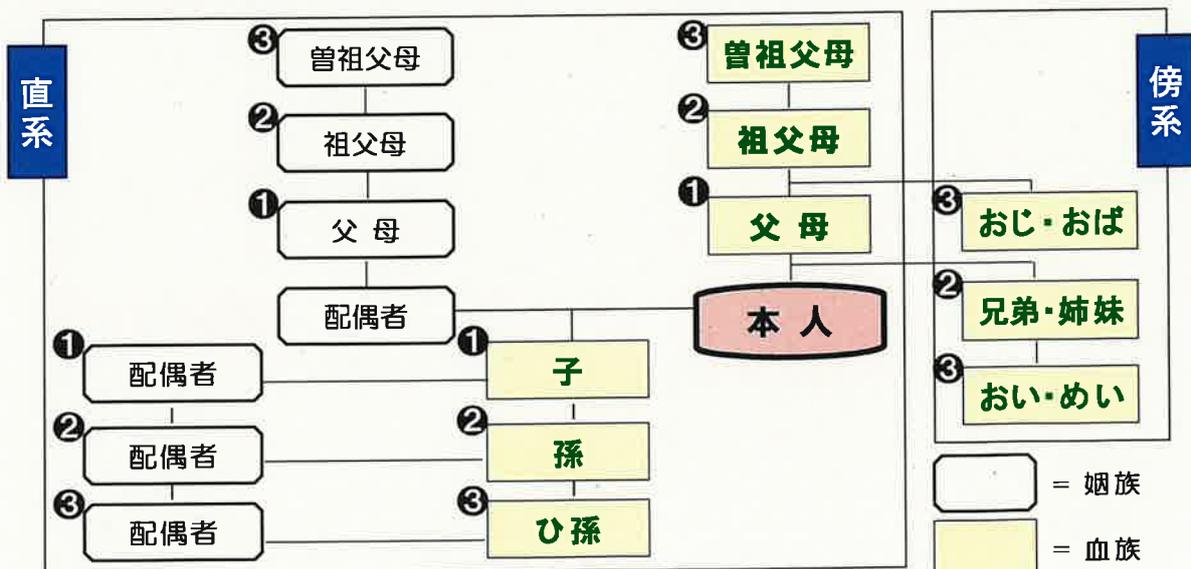
この制度は、法律上の婚姻関係とは異なり、一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることの「宣誓書」を市に提出し、市が結婚に準じる関係として「受領証」等を交付するものです。

宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることのほか次の①から⑤までの要件を全て満たす必要があります。

- ① 双方が成年であること。
- ② 住所については、次のいずれかに該当すること。
 - ア.双方が美馬市に住所を有している。
 - イ.一方が美馬市内に住所を有し、もう一方は3月以内に美馬市へ転入予定である。
 - ウ.双方が3月以内に美馬市内への転入を予定している。
- ③ 当事者以外に、配偶者(事実上婚姻関係と同様の関係にあるものを含む)及びパートナーシップ関係の人がいないこと。
- ④ 宣誓者同士が※近親者(直系血族及び3親等内の傍系血族若しくは直系姻族)でないこと。
- ⑤ 双方が不正により、受領証明の取消しを受けたことがないこと。

※ 近親者によりパートナーシップの宣誓ができない方(●の数字は親等を表す)



美馬市パートナーシップの《宣誓》から《受領証交付》までの流れ

1. 事前予約

宣誓日時等の
調整/必要書類
確認・準備

◆ 事前に電話予約をお願いします。

連絡先 美馬市くらし人権課(美馬市役所 北館2階)
電話番号 0883-52-8009
受付時間 平日 午前8時30分から午後5時まで
(土・日・祝日及び年末年始除く)

2. パートナーシップ宣誓

提出書類
の確認

・予約した日時に、パートナーのお二人でお越しください。
同時に「子に関する届出(ファミリーシップ)」を提出する場合は、お子様も一緒にお越しください。

- ・本人確認及び宣誓内容並びに用件を確認します。
- ・宣誓書等様式に記入し、必要書類とともに提出してください。
- ・宣誓書受領証は、後日交付しますので受取日の調整も行います。

手続きの場所は、
個室です。



3. 受領証の交付

・交付日に、本人確認書類をご持参の上、宣誓書受領証を受取にお越しください。確認後、お渡します。

パートナーシップの宣誓時に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、次の書類をご持参ください。

1

住民票の写し等(各自1通)

- ・宣誓日前3月以内に発行されたもの
- ・美馬市内へ転入予定の方は、美馬市内に転入予定が記載された転出証明書。
- ・2人同一世帯の場合は、2人分が記載されたもの1通。

2

戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)又は、独身証明書等(各自1通)

- ・宣誓日前3月以内に発行されたもの。
- ・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添付して提出。

3

本人確認ができるもの(1人ずつ)

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許等官公署が発行した証明書で、本人の顔写真付きのもの。
- ・健康保険証、年金手帳等、顔写真の付いてないものは、2種類以上の証明できるものを持参。

4

子に関する届出に必要な書類

- ・パートナーシップ宣誓をされた方と子どもが同居していることがわかる住民票の写し(宣誓日前3月以内に発行されたもの)
- ・宣誓日前3月以内に発行された戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)又は戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)。

証明書の提出が必要ない場合や上記以外に必要な書類の提出を求めることがあります。

Q & A

Q.1 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

A1 宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行います。提出された書類及び記載されている個人情報等については、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q.2 なりすましなどの悪用をされませんか？

A2 宣誓を受ける際に本人確認及び独身であることを証明する書類や住民票の写し等の必要書類を確認することで、なりすまし等を防止します。

Q.3 郵送や電子メール、代理人による宣誓はできますか？

A3 郵送や電子メール、代理人による宣誓は、できません。宣誓時は、お二人でお越しいただき宣誓書を提出していただく必要があります。

ただし、何らかの事情により、記載が難しい場合は、お二人の立ち会いの下、代筆は可能です。

Q.4 宣誓書の記載内容に変更ができたときは、どうしたらいいですか？

A4 美馬市内での住所変更や宣誓者の氏名が変更した場合は、宣誓書記載事項変更届を提出していただきます。

また、子の届出書の提出によりファミリーシップの宣誓をしている場合、該当しなくなったとき等についても、記載事項変更届の提出が必要となります。

Q.5 宣誓に費用はかかりますか？

A5 宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓に必要な書類(住民票の写し等)の交付手数料等は、自己負担となります。

Q.6 宣誓受領証やカードを紛失したときは、再交付できますか？

A6 受領証又は受領カードを紛失、き損若しくは汚損等の理由により再交付を必要とするときは、再交付申請により、再交付することができます。その場合も、手続きについて説明しますので、事前にご予約ください。

Q.7 美馬市民でないと言誓 できませんか？

A7 現在、一方又は双方が市外に住所を有している場合であっても、転入を予定している方であれば、宣誓できます。

ただし、転入する前に宣誓する場合は、転入予定の事実が確認できる書類(転出証明書等)を提出してください。宣誓日から、3月以内に、本市へ転入後の住民票の写しを提出していただきます。

Q.8 通称名は使用できますか？

A8 性別違和等の理由があると認められる場合は、通称名を使用することができます。

なお、その際は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類(社員証の写しや郵便物、公共料金の領収書等)の写しを1点又は、2点提出していただきます。

また通称名を使用した場合は、交付する宣誓書受領書及び宣誓書受領証カードの裏面に戸籍上の氏名を記入します。

Q.9 パートナーシップ宣誓制 度と結婚の違いは何ですか？

A9 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続など財産上の権利や扶養義務、税金の控除など法的な権利・義務が発生します。一方、美馬市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて行われ、法的な効力はありません。

また、宣誓を行ったことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q.10 受領証等は、どのよう なときに返還しなければなら ないのですか？

A10 宣誓者が、次のいずれかに該当するときは、宣誓書受領証返還届に受領証と受領カードを添えて、返還していただきます。

- ①宣誓者の一方又は双方が美馬市外に転出したとき。
- ②宣誓者の一方が死亡したとき。
- ③ご本人の意志によりパートナーシップが解消されたとき。
- ④ ①から③のほか、宣誓の対象者として該当しなくなったとき。

美馬市パートナーシップ宣誓制度に関する問合せ・相談

美馬市 市民環境部 暮らし・人権課

TEL: 0883-52-8009(直通) FAX: 0883-55-0680

Email: kurashi@mima.i-tokushima.jp

美馬市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック(令和6年3月改訂)

改訂履歴

発行年月	主な改訂内容
令和4年3月	初版発行
令和6年3月	「宣誓をすることができる方」の要件①から⑤までのうち、②の住所についてイ及びウの月数を変更。

